

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館中期計画

(計画期間 平成 22 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

第 1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため にとるべき措置

1 県立病院として担うべき医療の提供及び医療水準の向上

佐賀県立病院好生館は、地方独立行政法人化後も県民のために、佐賀県における中核的医療機関として、他の高度機能病院や地域の医療機関との連携・役割分担のもと、県民に必要とされる良質で高度な医療を着実に提供し続けるとともに、地方独立行政法人のメリットを活かした、柔軟な雇用条件の設定や勤務環境の整備等によって、スタッフの確保・育成を図り、医療をはじめとするサービスの質の向上を目指す。

(1) 県立病院として担うべき医療の提供

① 救命救急医療の提供

- ・佐賀大学医学部附属病院と相互に機能を補完、協力し合いながら 3 次救急患者の受入を行う。
- ・研修医のプライマリ・ケア研修を兼ねて、地域の医療機関と連携しながら、来院してきた 2 次、1 次の患者に適切に対応していく。
- ・交通事故や自然災害などによる外傷患者に対する、救命救急からリハビリテーションまでの一貫した治療に取り組むため、外傷センターの設置を目指す。
- ・脳外科治療、心臓血管外科治療、血管内治療等の高度・専門医療を推進することができる体制を整備するため、循環器科、心臓血管外科、神経内科、脳神経外科が連携して対応する循環器病センター・脳卒中センターの設置を目指す。
- ・新病院では、救命救急センターとして必要な諸室の整備や人員の確保などを行うとともに、屋上ヘリポートや院内 ICU など救急医療体制を一層充実する。

② 高度・専門医療の提供

- ・本県における中核的医療機関として、循環器系疾患に対する医療、がんに対する医療、小児・周産期医療、感染症医療など、県立病院として求められる高度・専門医療を提供する。

i 循環器系疾患に対する医療

- *脳外科治療、心臓血管外科治療、血管内治療等の高度・専門医療を推進することができる体制を整備するため、循環器科、心臓血管外科、神経内科、脳神経外科が連携して対応する循環器病センター・脳卒中センターの設置を目指す。

*患者の早期離床・早期回復のため、急性期リハビリテーションの強化を行う。

ii がんに対する医療

*がん診療連携拠点病院として、内科系・外科系医師、化学療法の専門医（腫瘍内科医等）、放射線治療専門医、緩和ケア専門医がチームを編成し、手術、抗がん剤治療、放射線治療、緩和ケア等を適切に組み合わせた集学的治療を提供する。

*外来化学療法を充実し、抗がん剤治療の外来診療へのシフトを推進する。

iii 小児・周産期医療

*地域における小児医療の拠点として、肺炎、気管支炎等の下気道感染症やアレルギー疾患等、小児に特徴的な疾患に対する高度・専門医療に取り組むとともに、引き続き小児救急医療に対応する。

*周産期医療におけるNH〇佐賀病院、佐賀大学医学部附属病院との役割分担、機能補完体制のもと、県内唯一の小児外科医療の拠点病院として、専門医による小児外科医療を提供する。

*周産期医療提供体制の一層の充実のため、産科医、小児科医の増員を図る。

iv 感染症医療

*新型インフルエンザ等の感染症に対する診療体制を整備する。

v 外傷や災害時の医療

*交通事故や自然災害などによる外傷患者に対する、救命救急からリハビリテーションまでの一貫した治療に取り組むため、外傷センターの設置を目指す。

③ 高度医療機器の計画的な整備・更新

- ・高度・専門医療の提供のために高度医療機器の更新・整備計画を策定し、計画的に医療機器を導入する。
- ・医療機器導入にあたっては、ベンチマークなどを調査することにより、適正な価格で購入し、費用節減を進める。
- ・移設費用やランニングコスト等を検討し、使用可能な現病院の医療機器については新病院に移設する等、より経済的な医療機器の整備を行う。

(2) 医療スタッフの確保・育成

① 優秀なスタッフの確保・専門性の向上

- ・診療能力の向上及び診療技術の習得に関する指導体制の整備や、大学等関係機関との連携を強化することにより、優秀な医師の確保を図る。
- ・専門性の高い資格取得の支援に向けて研修制度や助成制度等を整備することにより、専門医、専門看護師、認定看護師及び領域別専門資格の取得を促進する。

- ・専門技能の向上のため、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の技術職の研修等を充実する。
- ・救命救急認定医師のさらなる充足のため公募等を行う。

【目標】

認定看護師数の増	(※現状 2名 平成22年3月末)
専門及び認定薬剤師数の増	(※現状 1名 〃)
認定技師数の増	(※現状18名 〃)
放射線技師関連資格取得者数の増	(※現状 8名 〃)
7対1看護体制及び救命救急センター看護体制の確保	(※現状 看護師 370名 〃)

② 医療スタッフの育成

- ・救急スタッフの育成を図るため、医師、臨床研修医、医学生、看護師、看護学生、救急救命士等に対する救急医療の教育に取り組む。
- ・教育研修プログラムの充実により教育研修体制を強化するとともに、臨床研修医等の受入れを拡大する。
- ・佐賀県立総合看護学院の行う看護師教育、実習に対する協力を行う。
- ・新病院においては、教育研修センターを設置し、運用に当たる。

【目標】

臨床研修医受入数の増	(※現状 21名 平成22年3月末)
------------	--------------------

(3) 信頼される医療の提供

① 科学的根拠に基づく医療

- ・患者や家族からの信頼を得て適切な医療を提供するため、EBM（科学的根拠に基づく医療）を推進する。

※EBM=Evidence Based Medicine

② 患者中心の医療

- ・検査及び治療の選択における患者の自己決定権を尊重し、インフォームドコンセントを一層徹底する。
- ・クリニカルパス（電子カルテ上で運用）の活用を推進する。
- ・MSW（医療ソーシャルワーカー）の配置を拡充し、退院相談、医療費・医療扶助等の相談や、医療・健康に関する情報提供など、相談支援体制を充実させる。
- ・他の医療機関を受診している患者等が、好生館のセカンドオピニオンを求めた場合に充分に対応できる体制を整備する。
- ・医療安全管理計画の見直し（改定）を行う。
- ・医療安全に対する意識の向上のため、インシデントやアクシデントに関する情報の収集・分析の徹底を図り、その結果を全職員にフィードバックする。

【目標】

MSW数の増	(※現状 3名 平成22年3月末)
クリニカルパス数の増	(※現状 67種類 平成21年12月末)
クリニカルパス適用率の増	(※現状 16.3% 〃)

※MSW=Medical Social Worker

③ 地域の医療機関との連携強化

- ・地域の医療機関に対し好生館の病院機能（スタッフ、設備等）について周知を図るとともに、役割分担の明確化と連携の強化に取り組む。
- ・地域の医療機関との間で、ICT（情報通信技術）の利用による医療情報の共有化を図り、地域完結型医療を実践する。
- ・周辺医療機関との相互連携や人事交流、機能分担を推進するとともに、患者搬送体制を確立する。

【目標】

紹介率の向上	(※現状 58.2% 平成21年3月末)
逆紹介率の向上	(※現状 74.8% 〃)
地域連携クリニカルパス数の増	(※現状 2種類 〃)
広報誌の発行回数	(※現状 季刊誌 1回/年)

※ICT=Information and Communication Technology

(4) 災害時等の協力

- ・基幹災害医療センターとして、災害時医療に対応可能な体制を確保する。
- ・災害時において、基幹災害医療センターとして、患者を受け入れると共に、医療スタッフ(DMAT)を現地に派遣して救護活動を行う。
- ・災害医療従事者の研修計画を策定し、実施する。
- ・被ばく医療に携わる人材の育成、研修受講の推進、原子力災害訓練等に積極的に参加すると共に、好生館院内対応マニュアルを策定する。原子力災害発生時においては、二次被ばく医療機関として受け入れ可能な被ばく患者に、必要な医療を提供できるよう体制を確保する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、県と連携をとりながら対応する。
- ・新病院においては大規模災害発生時の患者受入スペースの確保、免震構造の採用、ライフラインの確保、ヘリポートの設置等、基幹災害医療センターとしての機能を果たすために必要な整備を行う。

※DMAT=Disaster Medical Assistance Team

2 患者・県民サービスの一層の向上

(1) 患者の利便性向上

- ・アンケートなど、定期的な患者満足度調査等により患者ニーズを的確に把握し、利便性向上に資する計画を策定する。

- ・待ち時間の短縮のため、待ち時間の実態を調査し、外来診療システムの改善及び診療時間の適正化に取り組む。
- ・新病院においては、コンビニエンスストア、レストラン、ギャラリー、歴史コーナー、図書コーナー、屋上庭園などの利便施設を充実させ、患者、家族が待ち時間や入院生活をより快適に過ごすことができるよう療養環境の整備を進める。
- ・新病院においては、患者に付き添う家族等が希望すれば宿泊することのできる施設を、病院敷地内に整備する。

【目標】

患者アンケートに基づく満足度の向上

(平成 20 年度 満足度 81% 5 段階評価を 100%に換算)

(2) 職員の接遇向上

- ・職員研修計画を策定し、全職員を対象とした接遇研修を実施するとともに、接遇に定評のある医療施設等への職員派遣による研修を実施する。

(3) ボランティアとの協働

- ・ボランティアコーディネーターの活用などにより、受入態勢を整備してボランティアを積極的に受け入れ、職員と連携をとりながらサービス向上に取り組む。
- ・病院運営における役割を明確にした上で、ボランティアの活動が円滑に行われるよう支援する。

【目標】

ボランティア登録数の増 (※現状 52 人 平成 22 年 3 月末)

3 社会的責任の遂行

(1) 環境への負荷の小さい病院運営

- ・廃棄物の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを行うとともに、省エネルギー対策を講じるなど、環境への負荷が少ない病院運営に取り組む。
- ・職員に対するエコ教育を実施する。
- ・エネルギーの有効利用と環境への負荷軽減を図るため、新病院の施設整備において、新エネルギーやクリーンエネルギーを適切に組み合わせたエネルギーシステムを構築するとともに、省エネルギー、省資源化等に積極的に取り組む。

(2) 社会的信頼の向上

- ・セキュリティーポリシー及びこれに基づくセキュリティーポリシー実施計画を策定する。
- ・セキュリティーポリシーに基づき、医療法をはじめとする関係法令の遵守について、全職員が認識を高め、実践できるよう、定期的に職員研修を実施する。
- ・病院情報の適切な管理運用のため、S E の配置など情報部門を充実させ、病院

情報の一元的管理を行う。

- ・診療録等の個人情報については、診療情報管理士等による適切な管理体制を維持する。

【目標】

セキュリティポリシー研修 各自年1回受講

※SE=System Engineer

(3) 医療・健康の情報発信

- ・病院の持つ専門的医療情報を基に、県民を対象にした公開講座の開催や、ホームページ等により、疾病等や健康に関する保健医療情報の発信及び普及に取り組む。
- ・佐賀県個人情報保護条例及び診療情報の提供に関する指針等に基づき、患者のプライバシーの保護を図るとともに、患者及びその家族への情報開示を適切に行う。
- ・地域の医療機関との間で、ICT（情報通信技術）の利用による医療情報の共有化を図り、地域完結型医療を実践する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務の改善・効率化

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館は、職員一人ひとりが経営に参画するという意識を持ち、医師、看護師、医療技術者、事務職等各職種が一層緊密に連携を図って効率的な病院運営に当たり、患者にとってよりよい結果をもたらすとともに、県民負担の軽減につながることを目指していく。

(1) 効率的な業務運営

- ・医療需要の動向・変化に応じて、業務執行体制や診療科・診療体制の見直しを行っていく。
- ・各職員が専門性を十分に発揮できる体制の整備や柔軟な職員配置を行う。
- ・職員全員の経営意識の向上を図るため、職員間での経営情報の共有を進めるとともに、職員のコストに対する意識向上、各職場でのコストダウンに取り組む。

(2) 事務部門の専門性向上

- ・財務会計システム及び人事給与システムの導入・運用により、事務部門における業務運営の効率化を図りつつ、職員研修の充実等により専門的知識の習得を促進する。
- ・事務系職員の専門性を高めるため、プロパー職員の採用を段階的に進める。
- ・急速な経営環境の変化への迅速な対応や、診療データ等の分析に基づく経営方針の企画立案ができるよう、病院運営や医療事務等に精通した人材を確保する。

(3) 人事評価制度の構築

- ・職員の業績や能力を適正に評価し、相応な処遇を受けられるよう、第1期中期目標期間中の人事評価制度の導入を目指す。なお、給与制度と人事評価制度の関連のあり方について、併せて検討を行う。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

- ・診療報酬の請求漏れ及び減点の防止に取り組む。
- ・未収金の発生を未然に防止する対策を強化するとともに、早期の回収に取り組む。
- ・DPCで設定されている平均在院日数を目標に、効果的な病床管理を徹底し、収入の確保に取り組む。
- ・好生館の医療機能に応じた診療報酬請求（診療報酬項目）を行う。

【目標】

平均在院日数 平成25年度目標 14日（※平成20年度実績 15.6日）

病床利用率 平成25年度目標 93% 病床数約440床（※平成20年度実績 72.6% 病床数541床）

※DPC=diagnosis procedure combination

(2) 費用の節減

- ・後発医薬品の導入を推進する。（導入に当たっては、委員会を設置し、各薬剤ごとに供給量、安全性、有効性等についての確認を行う）
- ・材料費等の節減を図るため、地方独立行政法人のメリットを活かした多様な契約手法を導入する。
- ・地方独立行政法人制度の下での適切な給与支給基準を不断に検討するとともに、適切な人員配置、医療秘書等の配置により業務分担を進め、時間外勤務を縮減する。

【目標】

医業収益／人件費比 平成25年度目標 53%（※平成20年度実績 57.0%）

医業収益／材料費比率 平成25年度目標 26%（※平成20年度実績 29.1%）

ジェネリック薬品の使用割合（品目ベース）

平成25年度目標 25%（※平成20年度実績 10%）

※地方公営企業時における指標との整合性を取るため、独立行政法人会計基準上の「営業収益」を医業収益とした。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進め、安定的な経営に道筋を付ける。

【目標】

- ・新病院の稼動開始までに、一旦は経常収支比率を100%以上とする。

1 予算（平成22～25年度）（百万円）

区 分	金 額
収入	71,696
営業収益	45,263
医業収益	41,795
運営費負担金収益	3,107
補助金等収益	178
受託収入	184
営業外収益	758
運営費負担金収益	501
その他営業外収益	257
資本収入	25,675
運営費負担金収益	2,303
長期借入金	21,059
その他資本収入	2,313
その他の収入	0
支出	71,937
営業費用	43,606
医業費用	41,814
給与費	22,972
材料費	11,967
研究研修費	276
経費	6,599
一般管理費	1,792
営業外費用	1,078
臨時損失	0
資本支出	27,252
建設改良費	24,681
長期借入金償還金	2,572

(注)・建設改良費及び長期借入金の償還金(元金)に充当される運営費負担金については、資本助成のための運営費負担金とする。

- ・予算：県会計の収支予算に該当するもの（収益的収支、資本的収支をあわせて、発生主義に基づき作成する）

2 収支計画（平成 22～25 年度）（百万円）

区分	金額
収益の部	49,523
営業収益	48,774
医業収益	41,775
運営費負担金収益	3,107
資産見返補助金等戻入	1,898
退職給付引当金戻入	1,635
補助金等収益	178
受託収入	181
営業外収益	750
運営費負担金収益	501
その他営業外収益	249
臨時収益	0
費用の部	50,791
営業費用	49,712
医業費用	47,540
給与費	23,678
材料費	11,954
減価償却費	4,953
研究研修費	276
経費	6,680
一般管理費	2,173
営業外費用	1,078
臨時損失	0
純利益（純損失）	△ 1,267

(注)・建設改良費及び長期借入金の償還金(元金)に充当される運営費負担金については、資本助成のための運営費負担金とする。

- ・収支計画：企業会計の損益計算書に該当するもの（収益的収支について、発生主義に基づき作成する。）

3 資金計画（平成 22～25 年度）（百万円）

区分	金額
資金収入	71,696
業務活動による収入	46,021
診療報酬による収入	41,642
運営費負担金による収入	3,608
補助金等収入	178
その他の業務活動による収入	594
投資活動による収入	4,616
運営費負担金による収入	2,303
その他の投資活動による収入	2,313
財務活動による収入	21,059
長期借入による収入	21,059
その他の財務活動による収入	0
資金支出	71,696
業務活動による支出	44,684
給与費支出	24,260
材料費支出	11,967
その他の業務活動による支出	8,458
投資活動による支出	24,681
有形固定資産の取得による支出	24,681
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	2,572
長期借入金返済による支出	659
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,912
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	△ 241

(注)・建設改良費及び長期借入金の償還金(元金)に充当される運営費負担金については、資本助成のための運営費負担金とする。

・資金計画：現金の収入、支出を業務、投資、財務の活動区分別に表すもの。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

9,000 百万円

2 想定される事由

- ・ 運営費負担金の受入遅延等による資金不足への対応
- ・ 新病院整備に伴う工事費等の支払（県からの長期借り入れを行うまでの間）
- ・ 偶発的な出費増への対応

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

第7 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第 85 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）その他の法令等により定める額
- (4) (1)、(2)及び(3)以外のものについては、別に理事長が定める額

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第8 その他地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 22 年佐賀県規則第 5 号）で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する事項

県立病院移転新築事業を承継し、平成 24 年度中の開院を目指して確実に事業を推進する。

施設及び設備の内容	工程
・敷地造成、外溝工事 ・病院本館 ・エネルギー棟 ・宿舎・研修棟 ・保育施設 ・医療機器等整備	・ H22 敷地造成工事、病院本館・エネルギー棟建設工事 ・ H23 病院本館・エネルギー棟建設工事、宿舎・研修棟及び保育施設建設工事 ・ H24 病院本館・エネルギー棟建設工事、宿舎・研修棟及び保育施設建設工事 外溝工事、医療機器等整備

2 人事に関する事項

- ・ 職員の就労環境改善のため、多様な勤務形態の導入計画を策定し、仕事と家庭の調和に配慮した雇用形態や勤務時間の設定、時間外勤務の縮減など労働時間の適正な管理を進める。
- ・ 医療職の負担を軽減するため、医療秘書の配置をはじめとして、各職種の業務を明確にし、適切な役割分担を図る。
- ・ 出産などで職場を離れた医療従事者の職場復帰訓練計画を策定し、実施に当たる。
- ・ 新病院においては、院内保育施設、職員宿舎、職員駐車場等を整備し、働きやすい環境づくりを進める。

【目標】

医師事務作業補助体制加算取得 25対1

3 地方債償還に対する負担

法人が佐賀県に対して負担する債務の償還を確実にやっていく。